# 入札手続きの誤りによる工事契約解除について

平成 28 年 9 月 1 3 日 千葉県 県土整備部 河川整備課 電話 043-223-3151

県発注工事について、職員の不注意により、契約の相手方の決定に誤りがあったことが判明しました。

契約した相手方には謝罪及び事情の説明を行い、9月12日に契約の解除手続きをいたしました。ご迷惑をおかけした関係者の方々、県民の皆様に対し、心からお詫び申し上げます。

今後、このようなことが起こらないよう、適正な事務処理を徹底してまいります。

#### 1 対象工事

工 事 名:海岸基盤整備(復興)工事(17工区ブロック製作工その3)

予定価格: 20, 984, 400円(税込)

工期:140日間

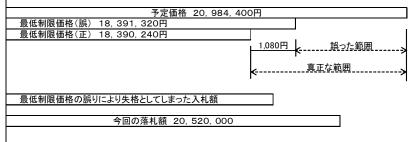
開 札 日:平成28年8月30日

## 2 経緯等

- (1) 予定価格が5,000万円未満の県の建設工事の指名競争入札は、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格の者を落札者とすることになっています。
- (2) 最低制限価格を算出する際、不注意により誤った価格を記載してしまいました。
- (3) 8月30日に開札を行いましたが、最低制限価格に誤りがあったため、真正な範囲内で最低価格をもって入札した者を失格とし、それを上回る者を落札者とし、9月2日に契約を締結してしまいました。

最低制限価格(正)18,390,240 円(税込) (誤)18,391,320 円(税込) 落札価格 20,520,000 円(税込)

(4) 9月9日に当該工事の前払い金の支払い事務手続きの中で、最低制限価格の記載誤りが判明しました。



#### 3 対応

- (1) 契約した相手方に謝罪と事情の説明を行い、契約を解除いたしました。
- (2) 入札に参加した事業者の方に、謝罪と事情の説明を行いました。
- (3) 当該工事については、設計内容を見直して改めて入札を行う予定です。

## 4 再発防止

職員の適正な業務執行に係る監督を徹底するとともに、チェック体制をより充実させ、 適切な事務処理手続きと法令遵守についての指導を徹底してまいります。